

令和8年度 法務省 行政事業レビュー公開プロセス

第1 日 時 令和8年6月30日（火） 自 午後1時30分
至 午後3時37分

第2 場 所 法務省地下1階大会議室

第3 議 事 （次のとおり）

議 事

会計課長 では、これより令和8年度法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

進行役の法務省会計課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず初めに行政事業レビュー推進チーム統括責任者であります大臣官房長の杉山から挨拶があります。

官房長 法務省官房長の杉山でございます。外部有識者の先生の皆様方には御多忙の中、当省の行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は皆様方に当省の事業の点検をしていただくこととしておりますが、無駄の削減のみならず、同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないかといった観点から、事業の効果をより高めるための見直しを行う大変重要な機会であると考えているところでございます。

また、本年度につきましては、行政事業レビュー等の場を活用して補助金等の見直しを進めるとの政府全体の方針の下、内閣官房に設置されました租税特別措置・補助金見直し担当室とも連携を図ることとされていることから、本日は見直し担当室の内藤参事官にも御出席いただいているところでございます。

本日、公開プロセスの対象として取り上げる事業につきましては、今申し上げました政府全体の方針を踏まえまして、皆様方から効果的な事業遂行のための成果指標の設定方法や事業の在り方に関して率直な御意見、御提言を頂きまして、今後の予算要求に向けての検討などに活用していく所存でございますので、本日は活発な御議論をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 それでは、本日御審議いただきます外部有識者の委員の方々を奥から順にさせていただきます。

まず、大屋雄裕委員でいらっしゃいます。

大屋委員 大屋でございます。よろしくお願いいたします。

会計課長 続いて、坂井知倫委員です。

坂井委員 坂井です。よろしくお願いいたします。

会計課長 続いて、竹澤香織委員です。

竹澤委員 竹澤です。よろしくお願いいたします。

会計課長 続いて、池田肇委員です。

池田委員 池田でございます。よろしくお願いいたします。

会計課長 続いて、河村小百合委員です。

河村委員 河村です。よろしくお願いいたします。

会計課長 続いて、水戸重之委員です。

水戸委員 水戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 なお、本日の取りまとめ役につきましては、竹澤委員にお願いをしてございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、審議の流れについて説明させていただきます。本日は、まず事業の概要について担当部局から説明をさせていただきます。その上で、続いて本日御議論いただく論点につきまして私から御説明をさせていただきます。その後、60分程度を目安に御審議をいた

だく予定にしております。委員の皆様にはお手元のコメントシートに御意見を御記入いただきまして、取りまとめ役の竹澤委員より取りまとめコメント案を提示していただきます。その上で、その取りまとめコメント案に基づきまして、委員の皆様で更に御議論していただいた上で、竹澤委員に適宜御修正いただいて、最終的な取りまとめコメントとして公表していただく、そういった段取りになってございます。

それでは早速、審議に入りたいと思います。二つテーマがございますけれども、今回取り上げます全体のテーマであります保護観察対象者等の改善更生等事業につきまして、まず最初に保護局から説明があります。

説明者（保護局）　こんにちは。法務省保護局で更生保護振興課長をしています石川と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。着座で説明させていただきます。

本日は、更生保護活動の適切な実施というもののうち、二つ、更生保護施設整備事業への補助と、それから地域再犯防止推進事業につきまして御審議をお願いいたします。

まず、レビューシートの方ですけれども、初めの更生保護施設整備事業への補助につきましては、11ページ、12ページになります。概略を申し上げますと、更生保護施設に對しましての整備事業につきまして補助金を交付しております。これについてでございます。

最初ですけれども、この事業につきまして、このレビューシートの中では、短期アウトカム、中段、中ほど右側になりますけれども、これにつきましては集団処遇、後ほど説明します更生保護施設で行われている寮生への働き掛け、集団処遇の実施回数というものを設定しております。回数的には目標値として6,000回、2024年度の数字が入っているところと言いますと5,804回と、このような形になっております。

次の12ページに進んでいただきまして、長期アウトカムにつきましては、円満退所者の割合というふうに位置付けております。また、この円満退所は後ほど説明させていただきますけれども、とりあえず数字だけ申し上げますと、目標値といたしまして81.5%というところ、数字が入っているところで2024年度81.7%と、このような形で把握しているところでございます。

集団処遇につきましては、各更生保護施設が当該施設の実情に応じまして、どのような処遇を実施するのかということを決定している、それに対して、地方支分部局の保護観察所が協力して実施しているというところでございます。また、円満退所者につきましては、更生保護施設での生活を問題なく終えて、一定の見通しが立った状態で施設から退所をした人でございます。なお、これらの指標につきまして、ここではいわゆる施設整備の事業対象になった施設だけではなくて、全ての更生保護施設の数値を指標として計上しているというところでございます。

中身はまた後ほど説明させていただきますけれども、二つ目の事業内容であります地域再犯防止推進事業の評価指標につきまして、まず最初に御説明申し上げます。レビューシートにつきましては16ページを御覧ください。これは、各都道府県において再犯防止推進事業を実施していただくに当たり、国の方から交付金を交付しているものでございますけれども、ここで指標ということで、短期アウトカムといたしましては、中段になりますけれども、地域再犯防止推進計画というものを策定していただいている、その数になります。

それから、下に下がっていただきまして長期アウトカムにつきましては、地方公共団体が実施する再犯防止の取組の定着、安全・安心な社会の実現と、これは成果指標、成果目標の

方になりますけれども、こちらの方を設定しているというところでございます。こういった点につきまして今日御審議いただければと思います。

では、事業につきまして、若干これまでに加えまして補足して説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、スライド1、更生保護施設についてでございます。上段になりますけれども、更生保護施設は帰るべき場所がない刑務所出所者等に対しまして、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の供与、あるいは生活指導等の保護を行っている民間の施設でございます。現状、仮釈放者の約3割を収容保護していただいております、国の刑事政策上、基本的な制度を維持する上で大変重要な施設というふうに私ども、位置付けております。特に近年は、宿泊あるいは食事の供与だけではなくて、中ほどにございますけれども、SST等あるいは酒害・薬害教育などの働き掛けを寮生にしております。また、二つ目の●ですが、高齢者等が増えているものですから、こういった福祉的な支援というものにも努めてもらっています。あるいは三つ目の●ですが、薬物の依存回復支援ですとかも実施していただいておりますし、四つ目の●ですが、退所後の支援ということについても取り組んでもらっています。

全国に102施設、収容定員の合計は2,378となっております。右側ですが、経営主体としましては更生保護法人が99施設、以下、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人が1施設ずつという形になっております。おおむね収入の8割以上が国から支弁される委託費で運営されているという状況でございます。標準的なものと、20人定員で職員5名という形で運営していただいております。

次のスライドに移っていただきまして、今回御審議いただく施設整備事業の概要ですけれども、老朽化した施設、あるいは耐震基準などを満たすべきところ、まだ十分でないというところに対しまして、建て替えをはじめ施設の整備に対しまして国から補助をしているというところでございます。

概要のところ、一段下がったところでございますけれども、主に整備の経費が50万円以上の事業に対しまして、国の補助金としては3分の2を上限に補助をしております。なお、こちらの事業上、総経費500万円以上の事業と500万円未満の事業に大別をしております。全面改築はおおむね500万円以上の事業になるということでございまして、国の方では5年ずつ、施設整備計画を策定して、事業を実施しているというところでございます。これの効果につきましては、一番下になりますけれども、更生保護施設において出所者等の受入れの促進、あるいは、先ほど申しました働き掛け、処遇と我々申しておりますけれども、処遇機能が充実強化するということを目指しているものでございます。

1枚進んでいただきまして、スライドの3になりますけれども、こちらでこの3年間の施設整備の件数と補助金の総額を掲げさせていただいております。左から右に令和5年度、6年度、7年度という形で、先ほど申しましたように500万円以上の大規模整備、このうち、特に潰して新しく建てるという全面改築が、これは2施設、1施設、2施設というような実施規模でございます。その他の整備で500万円以上のものについては8、4、3、それ以下、500万円未満のものにつきましては9、13、13と、このような補助の対象件数でございます。国から支出いたしました補助金の総額が5年度から6億7,200万円ほど、6年度が3億1,100万円ほど、7年度が4億9,100万円ほどという状況でございます。なお、欄外の※にありますように、施設整備の事業の内容といたしましては、割と多い

のが空調設備の更改工事ですとか給湯設備工事、あるいは照明機器の更改といったものが内容になってございます。

もう少し費用、資金の面で資料を付けさせていただきました。次のスライド4を御覧ください。これはいわゆる全面改築、潰して新しく建てた施設についての経費、資金の内訳でございます。令和5年度2施設、令和6年度1施設、令和7年度1施設でございます。例えば、ここでは一番左側のA施設でございますけれども、建て替えの総経費が5億7,500万円ほどかかっております。このうち国からの補助金として交付したのが2億9,550万円ほど。そのほか、この施設・法人におかれては、民間からの助成金を1億1,500万円ほど受けられ、また、地元の地方公共団体の方から補助金を8,490万円ほど受けられている。また、自己資金、法人が自身で貯められ、場合によっては御理解いただいている方々からの寄附も含めてでございますけれども、これで8,200万円ほどと、こんな形で運営されているというところでございます。

次のスライドに移らせていただきます。右下に5とあるものでございますけれども、具体的な建て替え前と建て替え後の状況、それに伴う効果というところですが、これは少し前になります。平成27年に全面改築をいたしました更生保護施設至道会という福島県にある更生保護施設でございます。左側が改築前の状況で、右側が改築後の状況でございますけれども、例えば、ここで御説明したいのは、大きく3点、中ほど、赤枠囲みで書いてありますけれども、いわゆる寮の部屋だけではなくて、更生保護設備で寮生に対する働き掛け、我々は処遇と呼びますけれども、こういったことをより充実したものにさせていただくように、集会室を設けていただいておりますが、これを改築前に比べて改築後をより広く、あるいは機能的なものとし、また、そこで地域住民の方なども交えた寮生との交流などの機会も持っていたいただいているということ、こういったことに、より資するような建て替えになっております。また、右側で赤で引っ張ったところでございますけれども、建て替え前はいわゆる共同部屋でございましたけれども、建て替え後は個室化するということで、近年は建て替え後、多くの施設がやはり個室にして、寮生のプライバシーを確保する、あるいは個々の寮生の特性に応じた生活支援をするといったことにしております。この点はやはり、なかなか集団部屋だとそこまでいかないというところがございしますので、非常に意味があることだというふうに我々も考えております。

また、この施設とは別なんですけれども、左下に点線囲みでありました、いわゆる出所者等の中に高齢者の方が増えてきており、従前ですとこういった人はなかなか施設の整備上、受け入れるのが難しいという声もありました。ただ、こういった人たちの中でもやはり身寄りがなくて更生保護施設で一回保護していただく必要が多いものですから、施設的には、いわゆるバリアフリー化、手すりをつけていただいたりですとか、場合によってはエレベーターなどを設置していただくというようなこともしていただいているところでございます。

続きまして、スライドの6でございます。先ほどから働き掛けとか処遇という言葉を使わせていただいておりますけれども、更生保護施設で、やはり寮生に働き掛けをして地域社会に移行していただくという、そういった機能を国としても期待しているところでございます。どういったことがされているかと申しますと、左側から酒害・薬害、特にアルコール依存など、あるいは薬物依存がある方なども受け入れていただいて、こういったグループワーク的な形で定期的に学び合いをしていただく施設として、これを運営していただくということを

しております。あるいは、上段中ほど、ソーシャルスキルトレーニングといいますけれども、対人関係がなかなか難しい人もいるものですから、せつかくの寮生活ですので、寮生同士でこういったやり取りをしながら、そこでちょっとしたアドバイスを施設職員にさせていただくということ、あるいは就労支援、働ける人につきましては、しっかり働いて自立していくという形の指導をしております。

このほか、やはり出所前、あるいは刑務所に入る前から孤立している人も多いものですから、地域の方との関わりというものが非常に大事でして、地元更生保護女性会による料理教室ですとか、あるいはコラージュ療法といって、カタログ等から絵を切り抜く、それを基にしてお話を聞くと、あるいは話をし合うということ、あるいはレクリエーションなどということもやっております。

次のスライドにお進みください。長期アウトカムの指標にしております円満退所の状況でございますけれども、この円グラフでお示しいたしましたのは令和6年度、全国の更生保護施設についての状況でございます。円満退所が81.7%で、この円満退所とは何かというと、枠外になりますけれども、施設での生活を問題なく終えて、一定の見通しが立った状態で退所した人のことを呼んでおります。一方で、その下、勧告退所、例えば寮の規則が守れないとか、それから生活態度が注意してもなかなか改善せずに、寮内で悪影響を及ぼすというような方については、施設の判断で退所をさせているということがありまして、勧告退所という形、比率的には3.1%、あるいは、中には残念ながら無断で出ていってしまう人もおります。比率としては6.6%。それから、事故退所というふうにくくらせていただいておりますけれども、病気になって入院をしたり、時々は亡くなられたり、あるいは残念ながら再犯をして身柄拘束を受けるというような方が4.8%ほどいらっしゃると、こういう状況でございます。

この施設整備の補助事業に対しましては、最後になりますけれども、次のスライド8でございます。一応ここでは更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則の該当部分を掲げさせていただきました。省令になります。この2条のところで、次の事業という形で、一のイ、土地、建物又は構築物の購入ですとか、土地の整備、建物の新築、増築、改築等という形で、一応補助できる対象をこの省令で定めて補助事業を実施しているということでございます。なお、この2項のところを御覧いただきますと、この省令のところでこの補助金の額としては、当該事業に必要な経費の3分の2に相当する額を限度として交付をしていると、こういう状況でございます。

以上が更生保護施設の整備事業についての補足の説明でございます。

併せまして、次の地域再犯防止推進事業につきましても御説明をさせていただきます。

次のスライドの9を御覧ください。この再犯防止につきましては、国が専らやりますけれども、他方でやはり各地域との連携、特に地方公共団体との連携が重要ということで、これは法律の方でも、再犯防止推進法、それから、それに基づきます政府計画、第二次再犯防止推進計画等で明示されております。特に、役割につきましては、この政府の計画におきまして、国の方では刑事司法手続の枠組みの中での指導支援を実施するというところで、他方、中ほどの都道府県においては、市区町村に対する支援、あるいは域内のネットワーク、これは単体での支援というのはなかなか難しいものですから、特に依存がある人とか高齢の方などについては、やはり地域の社会資源が連携して支援していくということが今、必要になって

いることです。そのために、域内のそういった支援ネットワークの構築、あるいは市区町村が単独で実施することが困難な専門的な支援等を期待しているところでございます。他方、市区町村におきましては、本当にこれは地元のいわゆる基礎的自治体として、福祉等の支援が必要な人への、分け隔てない行政サービスの提供ですとか、あるいは立ち直りを決意した人を受け入れていただけるような地域づくりということを役割として期待しているところでございます。

右側に移りまして、ただ、課題ですけれども、地方公共団体の中には依然として地域差があって、この再犯防止の取組に非常に熱心に取り組んでいただいている地域もありますが、まだもう少しお願いしたいというようなところもございます。他方で、地方公共団体の側からすれば、やはりこれまで国が専らやってきた再犯防止について、きちんと情報提供してほしいというような、こういった御要望も受けております。それと、3ポツ目ですけれども、やはり国の制度、刑事司法の手續が終わった後も、しっかり必要な支援につながるように、なかなかこれがつながりにくい人が多いものですから、こういった方たちのアクセシビリティを確保するという、このために関係機関との連携を強化していくということが課題と考えております。

このために取り組んでいることが大きく二つでして、中ほどになりますけれども、地域再犯防止推進事業、国から補助金を交付いたしまして、各都道府県が対象になりますけれども、都道府県におきまして以下の三つの事業を実施していただくということをしております。一つが県内の、あるいは都内の基礎自治体に対する施策の企画立案支援をしていただく。それから、二つ目としては、やはり自治体の職員の方の理解促進、あるいは人材育成等を県として図っていただく。それから、先ほど申しました、なかなか基礎自治体では難しいような内容を中心に直接支援を都道府県にもやっていただくという、こういった内容の事業でございます。事業イメージは右の図でございまして、右下、補助率は2分の1で、1都道府県当たり150万円を上限といった形で実施しているものでございます。

それと、一番下になりますけれども、地方公共団体ごとに、この再犯防止に関する計画を作っていただいております。おかげさまで、右のグラフで令和7年4月1日現在ですけれども、全体で1,700ほどある地方公共団体のうちの1,015団体に策定していただいていると、約6割に策定していただいているということで、これにつきましては法務省としましては各自治体様に策定していただくようにいろいろ協力、働き掛け、お願いをしているところでございます。

最後になりますが、特に地域再犯防止推進事業におきます都道府県による直接支援の取組事例を四つほど掲げさせていただきました。一つは、鳥取県におきまして、出所者等に対する就労支援、あるいは住居支援というものを専門就業支援員を配置して、実施していただいております。二つ目として、愛知県でございますけれども、なかなかやはり法的な問題を抱えた方も多いものですから、こういった方に対しまして寄り添い弁護士制度を実施していただいております。三つ目は、大阪府でございます。いわゆる子供への性犯罪を行った者に対しまして、刑期満了後5年以内に大阪府内に住むという人に対しまして、これは本人の意向を踏まえてでございますけれども、認知行動療法に基づくカウンセリング事業を実施していただいております。東京都においては、相談支援ということで、なかなか福祉につながりづらい人もいますものですから、社会福祉士等の専門職を確保していただいて、アセスメントと

支援をしていただいていると、こういう状況でございます。

以上、駆け足になりましたけれども、今日御審議いただき事業内容について説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会計課長 では、今の御説明を前提に、今日御審議いただきます論点につきまして、私の方から簡単に説明させていただきます。お手元の公開プロセス資料の方のファイルを御覧いただきまして、こちらの最終ページになります。一番最後の53ページにございますけれども、ここに論点等整理シートという1枚のペーパーがございます。こちらを御覧いただきながら、本日御議論いただく論点について、私から説明をいたします。

まず、資料に記載はございませんけれども、議論の前提といたしまして、昨年度末からの政府全体の方針としまして、この行政事業レビュー、こういった枠組みなどを活用しまして、効果検証を強化し、成果に基づく制度運用となっているか、こういった観点から補助金などに関して見直しを進める、こういった政府方針で進めているところでございます。その上で、本日取り上げます本事業に関しましては、資料でいうと上の選定の視点、理由等の部分でございまして、保護観察の実施などにより保護観察対象者等の改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした様々な施策の実現に向けて取り組んでいるものでございます。先ほど申し上げました政府全体の方針を踏まえまして、この事業のうち二つの論点、具体的には、先ほど説明がございましたけれども、一つは更生保護施設整備への補助の論点、もう一つは、地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援、この二つを取り上げたものでございます。

本日はこの事業のうち、特にEBPMの観点から、成果指標の設定方法が適切かどうかというふうな観点、あるいは効果的な事業の在り方というふうな観点、こういったところから御議論いただきたいと考えてございます。その上で、御議論のための論点等を下のところに掲げてございます。

二つ事業を挙げておりますけれども、1点目の更生保護施設整備への補助事業、これにつきましては、先ほど説明がございましたけれども、現状では短期アウトカムとして集団処遇の実施回数、それから長期アウトカムとしては円満退所者の割合、こういったものを定めているところであります。これらのアウトカムがこの事業に関する適切な成果指標となっているか、こういった観点で御意見、御議論いただきたいと思いますし、併せて、このシートにも記載してございますけれども、様々な更生保護施設が置かれている状況がございます。それが整備内容に応じた補助としてどうあるべきか、そういった広い観点からも御議論を頂きたいと考えております。

もう一つ、②になりますけれども、二つ目の論点でございます、地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援、こちらにつきましては、現状では短期アウトカムが地域再犯防止推進計画の策定数ということになっておりまして、長期アウトカムは定性的な指標となっております。再犯防止の取組の定着、安全・安心な社会の実現というふうな内容になってございます。これにつきましても、定量的な指標の設定など、本事業の効果を測るためのより適切な指標がないかという観点から御意見いただきたいというふうに思いますし、また、この事業のより本質的な問題としまして、国と地方公共団体のすみ分けといったような本事業のスキーム、在り方につきましてもぜひ御議論いただきたいと考えてございます。

以上が今日御議論いただきたい論点等の説明になるところでございます。

それでは、お待たせをしましたけれども、早速審議を開始したいと思います。今説明しましたとおり、二つ論点がございしますが、二つの論点を分けて議論したいと思います。

一つ目としましては、まず更生保護施設整備事業への補助、こちらの方の論点につきまして、先ほどの成果指標をどう設定するかという問題、あるいは事業の在り方、こういったことも含めて御審議をお願いしたいと思いますので、ぜひ御発言をいただきたく、御発言いただく場合は挙手を頂いて、指名をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

では、まず河村委員からお願いいたします。

河村委員 御説明くださりましてありがとうございます。また、先日はステップ押上さんに見学にも行かせていただいて、大変参考になりました。ありがとうございました。

この事業は、私たちの国全体、社会全体にとって大変大切な事業であるというふうに思っております。事業全体の目的というのは、もう本当に保護観察対象者の方の改善更生を図るということで、要するに再犯が起らないようにできるだけ下げていくということだと思います。御説明くださったとおりです。ただ、私がこの事業の公開プロセスに携わらせていただいて、この資料を見させていただいて、再犯率の数字、レビューシートの8ページとかで出てきますけれども、どう取るかにもよりますけれども、20%とかなんですか、正直申し上げて本当に驚きました。こんなに高いのかと、5人に1人かと、5人に1人はまた悪いことを繰り返してしまうのか、ちょっと私たちの方が、社会の側もちょっと冷た過ぎるのではないかと、もっと、立ち直ろうとしている方をどうやって支えることができるのか考える必要があるのではないかというふうに思いまして、いろいろお尋ねさせていただければと思います。

今日の論点は承知していますけれども、公開プロセスはやはりこの事業全体、再犯率が少しでも低下するように、それぞれのお金、予算の使い方をどう有効にしていくかということだと思いますので、そういう観点からちょっと御質問させていただければと思います。少しやり取りさせていただきながらコメントさせていただければと思うんですが、まず、この補助金ですね、これは必要そうなものだなという感じはするんですが、この対象の多くになっているのが更生保護法人と御説明いただきました。これは私たち一般には余りなじみがないところなんですけれども、先ほどもちょっとは御説明いただいたんですが、どういう法人さんなのか、運営の経費というのはどういうふうに賄われているのかとか、それから被保護者の収容率とか、もしかしたら施設の運営に影響するのかとか、それから経営状況がどんな状況、こういう設備投資にひねり出すお金が簡単に出てくるものなのかどうかといったあたり、簡単で結構ですので、まずお教えていただけないでしょうか。

説明者（保護局） 石川でございます。御質問ありがとうございます。まず、更生保護法人でございますけれども、更生保護事業法という法律に基づきまして、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体になります。更生保護事業は、例えばこの更生保護施設のように、宿泊して保護する宿泊型保護事業ですとか、それから、出所者等に通所等で支援をする通所訪問型保護事業、それから、先ほどお話がちょっと出ましたけれども、出所した人たちを支援することに対する理解を求めたりですとか、ネットワークを構築するような地域連携・助成事業という三つに分かれております。こういったことを専らとする団体で、法務大臣が認可したものが更生保護法人というふうになります。

それから、更生保護施設の経費ですけれども、私ども支分部局の保護観察所から、この人

の保護をお願いをすると委託をした場合に、1人1泊当たり幾らという形で委託費をお支払いし、これを法人で更生保護施設を運営する経費の資源にしているというところでございまして、各更生保護法人の、特に更生保護施設を経営する更生保護法人の約9割が、こういった寮生を受け入れる、いわゆる法務省から委託を受けたときの委託費が各法人の収入の約9割を占めると、こういう状況でございます。

他方で、その施設の収容の状況ですけれども、先日御覧いただいた都内のステップ押上という施設はほぼ満床でしたけれども、地域差がございます。そのときもちょっとお話し申し上げましたけれども、やはり都市部の更生保護施設は満床のところがありますけれども、地域によっては近年そこまで寮生が入らないという状況もございまして、全国平均で大体定員に対しての収容率が65%を少し切るぐらいと、こういう状況でございます。

それから、いわゆる法人の経営状況なんですけれども、更生保護施設を運営している更生保護法人の98法人になりますけれども、このうち令和6年度の収支の状況を見ますと、約6割の法人で赤字という状況になっております。施設整備のためのいわゆる減価償却を除いても、約3割が赤字という状況でございます。

概略このような形でよろしいでしょうか。

河村委員 ありがとうございます。よく分かりました。伺っていますと、そういう施設で建物が例えば老朽化したとかというときに、設備投資とか建て直しの費用とかというのを簡単に自力で捻出されるということは、すごく難しそうだなということは理解いたします。

ちなみに、更生保護法人さんに対しては税制面では国なり地方なりからそれなりに優遇する措置というのはありますでしょうか。

説明者（保護局） 石川です。この更生保護法人に対しましては優遇措置がございまして、例えば、法人税とか事業税、これはいわゆる更生保護事業の部分につきましては課税しないという形になっております。また、収益事業を一部やっただいている法人もありますけれども、この収益事業からの所得に対しましても軽減税率を適用するという形になっております。それから、法人の登記のときの税金なども優遇するという形になっております。

もう一つ、ステップ押上も、寄附などを受けられていますけれども、逆に寄附していただく方に対する寄附者の優遇ということも、更生保護法人に対して寄附した場合には、優遇という形になっております。

会計課長 河村委員、そろそろ次ぐらいで一度、発言を切っていただければ。ほかの方が挙手されていまして。

河村委員 分かりました。ありがとうございます。今回のこの見直しですね、行革の方の担当室から補助金基金の点検の視点ということが言われていて、その中で五つあるうちのひとつが、政策目的と手段を精査して、公平で目的に即した政策設計、運用を徹底すべきというのがありまして、今のお話を伺っていますと、更生保護法人さんの経営状況は厳しそうですし、税制とかでもし優遇措置がなければ、そういったことも配慮をというふうに今日言おうかなと思ったんですが、それは既にあるということでしたので、やはりこういう補助金の形でいろいろ施設整備事業というところをやっていくということは、これは正当化されるというか、妥当なのではないのかなというふうに思います。

すみません、ちょっとこの先、いろいろコメントしたい、まだもうちょっと聞きたいことがあるんですけれども、どうしましょう。それからコメントさせていただきたいんですけれ

ども、1回切りますか、どうしますか。続けて、できればちょっとデータのことを伺ってから、ちょっと意見を言わせていただければと思ったのですけれども。

会計課長 分かりました。もう少しだけ続けてください。

河村委員 恐れ入ります。再犯をできるだけ防止するということなんですけれども、いろいろプログラムをやっている施設もあるけれども、この前のステップ押上さんでは、そういうプログラムはないとかという話もありましたけれども、再犯率について事前にデータを頂きました。これは少年の場合とか、それから仮釈放の場合、それから保護観察付き執行猶予の方々、そういう類型別とか、それから犯罪の種類別の数字とかも頂きましたけれども、やはり再犯率、ちょっと下がっている類型もあるけれども、上がっている類型もあるし、もう20%を超えているのもあるし、30%を超えているのもある。時間の制約もあるので細かいことはお尋ねしませんけれども、こういう保護施設にいらした方が、何かこういうプログラムを受けられた方と、受けられないで出所された方とで、この再犯率に違いが出ているかどうかというデータは取っていらっしゃるのかどうか、そこをお尋ねして、ちょっと意見を言わせていただければと思います。

説明者（保護局） 総務課長の南元と申します。よろしくお願いいたします。

例えば訪問支援を受けているか受けていないかを見た場合に、訪問支援を受けている人がずっと再犯率が低いというデータはございます。あと、各種の処遇プログラム、性犯罪者に対するものであるとか、薬物事犯者に対するものであるとか、あと暴力事犯を繰り返している者、こういったものに対しては特別遵守事項という保護観察の約束事で義務付けられている人たちがおりまして、これらに対しては保護観察所で処遇プログラムを実施しております。そういった人たちについては、対象群と非対象群を比較をしまして、プログラムを受けているの方が再犯率が低いという、そういったようなデータはございます。

河村委員 ですから、ぜひそういうところをやはり細かくデータを取っていただいて、どういうプログラムを受けると再犯率が下がるのかというデータに基づくような形で、この保護施設整備事業の補助金の設計にも、ぜひ生かしていただきたいと思います。

あと、付け加えてコメントですが、今、課長がお話しくささいましたけれども、訪問支援事業、これは私、申し上げようと思っていたんですけれども、ステップ押上さんに伺ったときにも、実際に退所された方がその後どうなられたか、いろいろな例を見ていらっしゃると思いますけれども、再犯率を下げるために何が求められているかとお尋ねしたときに、やはりこの訪問支援事業、ステップ押上さんは手を挙げたけれども、予算がなくてやらせてもらうことができなかったというふうに伺いましたけれども、こういうやはり孤立させない、退所した後のフォローアップがすごく大事だということを伺って、本当にそのとおりなのではないかなというふうに思います。ですから、補助金の使い方として、やはり施設の整備ももちろん大事だと思います。けれども、やはりこのソフト面、訪問支援事業とかのところをもっと充実させるような形で補助金の使い方を考えていただきたいと思います。

長々すみません。以上、コメントです。

会計課長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の方。先ほど竹澤委員の方が先に挙手されましたですかね、お願いします。

竹澤委員 御説明ありがとうございます。今、河村委員がおっしゃっていただきましたよう

に、やはり事業の究極の目的である再犯の防止というところにどうやって、どのくらい資しているのかというところをしっかりと見ていく必要があるのかなと。そういう意味で、河村委員がおっしゃったようなデータをきちんと取って、それを見ていくというのは、やはり一つ、大事な事かなというふうに私も思います。

更生保護施設の整備事業というところに関しましては、施設の充足率が、どのくらい希望者の方が入れているのか、入っていないのかと、特にその中でも、高齢者でしたり薬物の方でしたりとか、特殊な処遇が必要な方もいらっしゃると思うんですけども、そういった特殊な処遇が必要な方も含めた処遇率、充足率といったようなところが、全体としては収容率が6割程度ということでしたけれども、そういった特殊な処遇が必要な方というのは足りていないというようなことがあるのか、そうだとすると、そういったところを充実させていくものには手厚く補助金を支給し、足りているところは維持できる程度にというような、ある程度メリハリをつけてお出ししてもいいのかなというふうにも思いましたが、そういった観点では今の支給のところはどうなっていますでしょうか。

説明者（保護局） ありがとうございます。今、竹澤先生がおっしゃったように、この施設を希望しても、実はちょっと入所を断っているという人もいます。例えば、繰り返し施設に入ったけれども再犯を繰り返している人ですとか、あるいは集団生活が難しくて、すぐ他の人に悪影響を及ぼすという人は、なかなか施設でも受入れが難しいという人がいます。ただ、我々としてはそういった人も、これは施設だけではなくて保護観察所も協力しながら、やはり受け皿がないと結局、満期釈放で地域で一人で生活しなければいけませんので、ここの受入れの拡充ということは目指していきたいと思います。

ただ、御指摘のとおり、この施設整備の補助金を付けるか付けないかというときに、やはりどうしても施設の埋まり具合というか、収容率は非常に指摘しているんですけども、余り断らないようにというところの観点はちょっと弱いかなと思いますので、今の御指摘を踏まえて、やはり施設整備をすることで受け入れる幅も広がると思いますので、そこを意識して、今後努めてまいりたいというふうに思っております。

竹澤委員 例えば、女性用の収容施設がどのくらい足りないとか、高齢者用がどのくらい足りないとか、そういったデータはございますか。

説明者（保護局） 今の段階で具体的にこの数字でこれだけ足りないというのは、恐縮ですが、ございませんけれども、ただ、全体としては、先ほど申しましたように、施設が収容率が65%で、まだ空きベッドがあるものですから、あとはやはり運用の仕方かなというふうに考えているところでございます。

竹澤委員 ありがとうございます。

会計課長 では、先ほど大屋委員、池田委員に挙手いただきましたので、その順番に。論点としては、事業の在り方は大分頂いていますので、成果指標の点も、もし何かコメントございましたら、お願いいたします。では、大屋委員からよろしく願います。

大屋委員 ありがとうございます。ちょっと論点から離れたところのお話をいたしますが、私は2022年の行政事業レビューでこちらの事業を担当しておりまして、その時の最終アウトカムって出所者の再入所率だったんですけども、御承知のとおり保護観察は入口が複数ありまして、その中で、これだと仮釈放の人しか見ていないではないかということで、改善してほしいという御要望をお伝えしたことがあります。今回のレビューシートを拝見しまし

て、まず、再犯率を追跡しておられるということと、それから類型別で提示しておられるということで、河村委員が言及されたように、ここの状況が非常にクリアになったというのは大変有り難い改善だと思っております。こちらは本当に御尽力いただいたという内容だと思ひまして、率直に大変高く評価したいというふうに思っております。数字が高いか低いか評価はまた別にして、見えるようになったというのはE B P M上、大きな改善だというふうに認識しております。

その上で、この事業の成果指標についてお伺いするんですが、明確な数値はお持ちになっていないと思うんですけれども、いわゆる事故退所のうち、もちろん中でけんかして入院しましたみたいなのは、ちょっとこれは更生失敗かなという感じがするんですが、今の出所者の方々の状況などを考えると、健康状態の悪化による入院とか死亡というのは相当あるのではないかというような気もするんですが、このあたりの状況を御存じの範囲で教えていただければ有り難いと思います。

説明者（保護局） ありがとうございます。入院は、やはり結構いると、すみません、具体的な数字がないものですから、感覚的な形で恐縮ですけれども、入院者はいます。死亡はそれほど多くない、全くいないわけではありませんけれども、やはり高齢者が多いですけれども、入院という方はいると、こういう状況でございます。

大屋委員 ありがとうございます。円満退所の割合がこのぐらいであると、設定根拠は伺っていますし、それが大変望ましいというのはそのとおりだと思うのですが、先ほど申し上げたとおり、やはり病気の悪化による入院とか死亡って施設の責任ではないと思うんですよね。そうするとこのあたり、例えばけんかで入院してしまったというのは更生がうまくいっていないなという感じがするんですが、若干細かく見ていただいて、そういう事情であれば、これは円満退所と同等に評価して、成功例とみなすべきなのではないかというふうには思いましたので、これは御検討いただきたいというコメントとして御承知おきください。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。保護局から何かございますか。

説明者（保護局） ありがとうございます。すみません、確かに先ほど言ったように、難しい方を受け入れてくれというふうに言ったときに、今、大屋先生がおっしゃったように、入院で退所したのを余りうまく評価しないというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。参考にいたします。

会計課長 では、続いて池田委員からお願いできますでしょうか。

池田委員 御説明ありがとうございます。1点だけ、御質問ということになるんですけれども、アウトカムの方で円満退所率というのがあったかと思うんですね。それ自体はアウトカムとして、長期であるかどうかはちょっと分かりませんが、適切かなと思うんですけれども、実際には円満退所がその後の再犯率の低下につながっているかどうかというのが非常に重要だというふうに思ひまして、実は円満退所から実際に再犯するしない、再犯率一、二年という話がありましたけれども、その間に、例えば退所後の住居の確保率であるとか、あるいは就労とか福祉サービスの接続率であるとか、あるいは地域の定着率とか、具体的にはもっとあるのかもしれませんが、そういったデータがあって、結局円満退所して再犯もされていないという、これにつながっていくことでその効果というのが見られるような気がするんですけれども、その間のデータを、例えば施設別であるとか地域別であるとか、あるい

は対象者の属性別にきちんとデータを取って、それに対して有効な打ち手というのを明確にして、そこに資源投下していくというような、そういう流れかなというふうに思うんですけれども、この円満退所率と再犯率の間のモニタリングというんですかね、こういったことを御検討されていないかということをご聞きしたいというふうに思っております。

説明者（保護局） どうもありがとうございます。やはりそのとおりかなと思ひまして、円満退所する人の中でも、しっかりしたところに住み込み就職をするとか、問題ないところに行くというものもあれば、やはり一部、アパートに出たけれども、短期で変わってしまうという人もいて、だから、ちょっと我々の数字の取り方が、施設退所時の退所先は把握しているんですけれども、池田委員がおっしゃったように、やはりその後しばらくちゃんとモニタリングという必要性は確かにあるかなと思います。先ほど申しました訪問支援を始めておりますので、そういったところも含めて、ぜひ参考にしてまいりたいと思います。

池田委員 ありがとうございます。

会計課長 では、坂井委員、お願いできますか。

坂井委員 御説明ありがとうございます。委員の皆様方が御発言された部分と少し重複する部分があるかと思うんですけれども、処遇プログラムの成果についてというところと、その種類を把握するといったところに関連して、この改築例のところを見ると、集会室を広くされているという改築をされているということだと思うんですけれども、この広さと、これは先ほどの入居者数とも関連すると思うんですけれども、この集会室を狭くすれば、当然ながら個室が増えるので入居者数が増えるのかなというふうに思うんですけれども、この集会室の広さの適正性というか、どれぐらい、処遇プログラムを見ると、例えば就労支援とかというのはそれほど大きな部屋でなくてもいいのかなという一方で、各種レクリエーションとか、地域の方々との共同作業みたいなものは広い方がいいのかなというふうに思ひまして、1点、そういった成果指標の中に集合室を使ったプログラムがどれぐらい開催されているのかとか、特に地域住民との交流が再犯防止にも役立っているのではないのかなというふうに感じておひまして、こういった地域の方々との交流をどれぐらい実施されているのかといった点について、今現在の状況だったりとか、今後そういったことを成果目標として置けるような集計ができるのかどうかというような点について、教えていただければなというふうに思います。

説明者（保護局） どうもありがとうございます。これも大変恐縮です、具体的に各施設で地域の方との交流の件数は、ちょっと今手元にないんですけれども、確かに御指摘のとおり、単に施設の中で寮生同士、それから寮の職員との間のプログラムだけではなくて、やはり地域の方との交流ということが大事というふうには思ひますので、そういった観点からすると、しっかり後追いができないので、しっかり把握したいなというふうに思います。

あと、前段でありました、至道会のここも、今本当に施設の建築の技術上、パーティションとか、しかも割とそれが声もしっかり漏れない形でできますので、複数ちょっと集まれるような部屋がある必要があるという声を各法人からも聞いておりますので、そこは本当に費用対効果といいますか、今技術的にできますので、うまく活用していただけるようにというふうに考えていきたいと思ひます。その数値はしっかり取っていききたいと思ひます。

坂井委員 よろしく御検討ください。

会計課長 では、水戸委員、お願いいたします。

水戸委員 御説明ありがとうございました。重複を避けて、幾つか御質問させてください。

説明シートの6ページの更生保護施設における集団処遇についてを拝見して、それぞれ大変有意義な取組だということは理解しているんですが、本当の対象者の社会復帰に向けた本人のやりがい、生きがいとか、あるいは挫折感からの脱出とか、そういうメンタル面が大事なのではないかなと思っていて、これはもちろん扱いはすごく難しいテーマとは思っているものの、何かそういったコーチング的なプログラムというのもし入れられないかな、なんていう感想を持ちましたが、ここに書かれているのはその一例なので、そういうことに取り組まれているような施設ももしかしたらあるんですかね、御存じの範囲で結構ですけれども。

説明者（保護局） ありがとうございます。例えば、直接ではないかもしれませんが、ここに掲げた中段下のコラージュ療法などは、やはりここで本人がどういうことを考えているのかということなかなか直接の言葉だと発しにくかったりするものですが、一つ、こういった本人が作るものを介在にして、こういうことを考えているんだとか、こういう思いがあるんだということを拾っていただくというようなこともしておりまして、本人の思いをこれで聞きながら、それをベースにまた働き掛けるということをしているという状況もございます。

水戸委員 ありがとうございます。もう一つだけよろしいですかね。先ほどから再犯率の話が出ていまして、もちろん犯罪予防と社会復帰と再犯率の低下というのは刑事政策の最大のテーマだとは思いますが、それだけになかなか解決が難しいというのは、何十年も研究されてきて、分かっていることだとは思いますが。もちろん再犯率をゼロにするというのは理想論ではあるものの、現実には難しいということも承知しております。とはいえ、そんな中で、国としてという数値があるか分かりませんが、刑事政策の議論の中で、何%ぐらい我が国では再犯率というのは抑えられるのではないかと、みたいな研究とか、ガイドラインみたいなものはお持ちなんですかね。あるとしたら、それを基準に、今回のアウトカムの中で何%に設定するか、みたいな話が理論的に出てくるのかなと思ったんですけれども。

説明者（保護局） 総務課長の南元です。何%ぐらいまで抑えることが可能であるかというより、例えば刑務所出所者であると、現状これぐらい再入所率があるので、もっとここまで抑えようという政府目標を設定することがございます。かつて刑務所出所後2年間の再入所率を見た場合に、約2割の人が入っていたんですけれども、これを更にそこから2割下げようということで、16%まで下げようという政府目標を掲げまして、それで、各種の取組を政府を挙げてしていったところ、その政府目標を少し短期間でクリアできたことはありました。そこから今はまたちょっと上昇に転じているようなところなんですけれども、本当に理想論としてどこまで下げることができるのかということは、なかなか設定としては難しいのかなというふうに考えているのが現状でございます。

水戸委員 確かに現実に今何%再犯があるかというのを出発点に減らしていくというのは現実的な基準としてはありかなと思いますし、この政策だけで再犯率を下げられるわけではないというのも理解していますので、理解いたしました。

説明者（保護局） あと、いろいろな先ほどから先生方からの御指摘から出ているデータのことと言いますと、あと集団プログラムのことと言いますと、今こういったものは確かに再犯率を抑えることができるエビデンスがあるといったものに認知行動療法というものがございます。この認知行動療法に基づいたものについては再犯防止効果があると言われている中で、

更生保護施設においても、各種認知行動療法に基づくプログラムを実施していただいた場合をはじめ、いろいろな薬物依存の回復訓練という集団処遇、あるいは社会生活の技能を得るような訓練といった4段階に種類を設けまして、これを実施していただいた場合に委託費をお支払いするといったような仕組みで、できるだけ集団処遇を実施していただく方向に、あるいは、集団処遇の中でもより効果が高いというふうに言われているものをすれば、より委託費が高いというような、そういった段階を設けて、これは特定補導というふうに先ほどの資料にも書いていたものですが、そういったものを導入しているところでございます。

水戸委員 ありがとうございます。

会計課長 ありがとうございます。更生保護全般についても少し御意見を頂いたところですが、1点目の施設整備事業の関係につきましては、一通り御議論いただいて、まずは、よろしゅうございますでしょうか。

河村委員 お時間があれば、追加、いいですか。

会計課長 はい、河村委員。

河村委員 すみません、二巡目で。この補助金を出していくときに、でも財政が厳しいということ、そういう事情もあるわけで、いかにうまく絞って効果的に使うかということになると思うんですが、先ほど私が御質問したときに、収容率のところで御説明くださって、全国で見れば65%という話がありました。この前伺ったステップ押上とかは、もう本当にいっぱい、パンパンだという話でしたけれども、大分ばらつきがあると。そうすると、現状に鑑みたときに、これから建物が老朽化して、建て替えとかをしないとまずいというところが全国で多分たくさんおありになっていると思うんですが、そういうところを、例えば地理的に近いところを少し、統廃合と言ってはちょっと失礼かもしれませんが、そういうふうにやるとか、それから、それこそプログラムなんかで、ここの施設はここになるべく特化というような形で、うまく使い分けるような形で再配置するようなことも考えられなくはないと思うんですが、そういうことを検討する余地というのはありますでしょうか。

説明者（保護局） どうもありがとうございます。私、先ほど収容率を全国で65%を少し切るぐらいと申し上げた、62%ぐらいでございました。恐縮でございます。

そのとおりでございまして、やはりスケールはこれからそんなに大きくする必要はないかなというところもあって、例えば、今回お示しした過去3年の施設でも、割と定員を下げているところがあります。少しダウンサイジングしているところもあります。そういったことも別に悪いことではないという形で、本当に適正規模の施設整備をしていただくようにという形で、またコミュニケーションをとっていきたいと思いますし、あと、地方に行きますと更生保護施設が各県に1施設なものですから、統合できればいいんですが、なかなか距離的に遠いというところもあります。ですが、やはり何か連携し合って、フル規格でなくてもできるような、あるいは、これは本当にまだ個人的な案で、正式ではないかもしれませんが、他の同様の施設と何かうまく連携するような形で、やはりより効率的に施設を運営していただく、あるいは施設を使っていただくというようなことも、これからはしっかり考えていきたいなというふうに考えております。

河村委員 ありがとうございます。やはり各地域ごとの事情があることも、それも理解もいたしますが、ぜひ効率的な運用ができるように御尽力いただけたら有り難いかなと思います。

さっきちょっと時間がなくて言えなかった、1個だけ意見、円満退所率が最終の長期アウ

トカムになっている点について、これは池田委員から御質問も出ていて、私も似たような考えなんですけれども、これを中期アウトカムぐらいにするんだったらいいと思いますけれども、何か施設の補助金を出して施設を整備して、その施設だけ綺麗というか、いい数字が出ていればいいみたいに見えるんですよね。円満退所して、その後が社会全体にとっては問題で、やはりその施設を出られた方が、その1年後、2年後にどうか、うまく本当に立ち直って暮らしていらっしゃるかとかというところを、やはり再犯率というところにつなげるような形で見ていくのが正しいと思いますので、長期アウトカムはやはり施設ごととなりで、再犯率のところで取っていただきたいなというふうに思っております。

以上、コメントでございます。ありがとうございます。

会計課長 様々ありがとうございました。

では、一つ目、最後でございますけれども、内閣官房の内藤参事官の方から御意見がございましたら、お願いします。

租税特別措置・補助金見直し担当室参事官 内閣官房の租税特別措置・補助金見直し担当室の参事官をしております内藤でございます。昨年見直し室、発足いたしましたして、今年の1月から2月に国民の皆様へ提案募集ということで御意見を頂きまして、既に委員の皆様から御紹介もあるようなことと重複いたしますけれども、簡単に関係しそうなところを御紹介させていただきますと、一つは、効果検証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべきということで、直接この法務省の事業に対してということではございませんで、補助金全般に対しての御意見でございますけれども、こういう御意見がございまして、成果指標が未設定、あるいは費用対効果が不透明であり政策効果の検証が十分に行われていないというような御意見がございましたり、あと、政策目的と手段を精査し、公平で目的に即した政策設計、運用を徹底すべきというような御意見を頂いております。委員の皆様から御意見があったとおり、政策効果を検証できるような指標、政策目的を踏まえて、その効果検証に資する指標を設定し、その結果を検証した上で、より改善につながるということをやっていただくということが大事なんだろうと思ひまして、そういう観点で、例えばこの設備の補助ということになりますと、多分設備を整備することそのものが目的というよりは、それを通じて、先ほど来、御意見がありましたように、収容すべき人をちゃんと収容できているのかとか、もしくはアクティビティというかプログラムみたいなものをより実施できるようになったのかとか、そこから辺が多分直接的なアウトプットとしてあって、それが今度は出所した後に、社会復帰につながっているのか、それが最終的には再犯率の低下につながっているのかと、恐らくそういうような流れなんだろうと思ひますので、そういう流れに即した指標を設定していただいて、それをチェックしていただいて、不十分な点があったとすれば、どこに要因があったのかということ进行分析いただいて、よりよいものにしていただくという、このプロセスが流れるようにしていただくということが大事なかなと思ひます。

以上です。

会計課長 それでは、本日二つ目の論点の方に審議としては移らせていただきます。

次の論点は、地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援に関してでございます。1点目と同様に、成果指標の設定の方法、あるいは事業そのものの在り方等につきまして、同様に御審議をお願いできればと思ひます。2点目についてはいかがでございますでしょうか。

では、坂井委員から、まずお願いいたします。

坂井委員 少し教えていただきたいところなんですけれども、この課題の中に、国からの情報提供が必要というところが記載されていると思うんですけれども、現状どのような方法で情報提供をされているかという、手段みたいなものを教えていただければなというふうに思っています。というのも、例えば、地方公共団体がこういったことを知りたいとか、どういった推進計画、実効性のある他の地方自治体が行った推進計画でいいものがあれば、そこを能動的に見に行くような、例えば法務省の中にデータベースだったり事例なんかがあって、それを見に行けるという方法であれば、結構利便性高く地方自治体が情報を入手することができるのではないのかなというふうに思っています、そういった双方向というか、自治体の方が能動的に情報を取りに行けるような環境になっているのかどうかというような点も含めて、この情報提供の仕方について御教示いただければなというふうに思います。

説明者（保護局） 御質問ありがとうございます。現状で言いますと、やはり地方公共団体から照会をしていただいて、それに対して御回答するというようなのがメインになっております。当省の場合にはなかなかデータベースでの共有まで行かないというところがありますので、ただ、やはり協議会ですとかも積極的に開いて、特に、グッドプラクティスを共有するというようなことには努めております。今おっしゃっていただいたような、より細やかな情報共有ということについては、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

藤田会計課長 では、池田委員、河村委員から手を挙げていただきましたので、まず、池田委員からお願いいたします。

池田委員 ありがとうございます。ちょっとさっきの更生保護施設の話に絡んでしまうかもしれないんですけれども、この前施設にお伺いしたときにもちょっとお伺いしたんですが、都市部と地方の課題というのがかなり大きく違うというふうに認識しております、そういう意味で、地域差を踏まえた様々な施策というのが必要かなと思うんですけれども、例えば都市部では、更生保護施設で言えば高稼働で、しかも住居の確保が困難であったり、あるいは保護司の方の充足率がなかなか達しないとか、未充足というお話があったり、一方で同じような施設でも、地方であれば空床であったり赤字で、あるいは専門支援機関の不足というのが課題になっているような、そういうお話もお伺いしてまして、かなり地域によって課題が大きく違うということがあると思うんですね。

ただ、アウトカムとしての再犯率を低下させるというのは、私はそれはそれでいいのかなと思うんですけれども、そういうふうになりますと、その限られた財源をどこに投下するか、例えば一番多い地域、都市部であるとかそういったところに先ほどのような課題を解決するようなものに充てた方が再犯率が下がるのかなというふうに思ったり、いや、効果は地方の方があるんだとか、これが何かデータに基づいて、都市部と地方で二極で議論というのはシンプル過ぎるのかもしれないけれども、そこにどういうふうな傾斜をつけていくべきか、再犯率を下げるというアウトカムを達成するためには、どういった傾斜とか、傾斜しない方がいいのか、傾斜した方がいいのか、その辺の考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたいなと思います。

説明者（保護局） ありがとうございます。現状で言うと、やはり地域再犯防止推進事業が始まってまだ年数も浅いものですから、まさにアウトカム、成果目標のところにありますように、各地方公共団体において再犯防止の取組が定着するところを専ら意識していると

ころがございまして、今、池田委員がおっしゃったような点、もうちょっと再犯率とか事情に応じたというところを考えなければいけない、ちょっとこれからになるかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃっていただいたように、件数は都市部が多いんですけれども、他方で、例えば地方部ですと依存症の回復のクリニックとか支援団体が十分ではないというところがあって、そこをうまく充実させていくというような地方の課題もあるものですから。ただ、他方で、件数的にどうなのと言ったときには、やはり先ほど来、池田先生がおっしゃっていただいた、やはり圧倒的に今、東京を中心とする都市部が多くなってきているものですから、そこは正直、悩ましいなと。ただ、おっしゃっていただいたように、究極の目的をしっかりと考えた上で、そこをどうメリハリをつけるのというところは、しっかりと考えていきたいなというふうに思います。

池田委員 ありがとうございます。ぜひそういうデータをきちんと蓄積をして、分析ができるような進め方をさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

会計課長 では、続いて河村委員、お願いします。

河村委員 御説明ありがとうございます。この事業は割とまだお取組を始められてから年数が浅いというふうに伺っていて、でも、やはりすごく大事なところだと思うので、ぜひ今後充実させていっていただければと思うんですが、御説明を伺っていると、国の側も、それから地方公共団体の側も、大事なことだし、何かしなければいけないんだけれども、何をしなければいけないのかというところは、まだちょっとはつきりお互いにうまく浮かび上がってきていないのかなという印象を、御説明を伺っていて、いたしました。

理解をしていただくことが大事というのは大事なんですけれども、でも、それだけで終わってしまっただけではいけないというか、私はちょっとこのあたり、ずっといろいろ御説明とかを伺っていて、保護観察とか、そこまではきちんと国の責任でなさいますよね。でも、やはり社会全体、国全体としては、そうやって今度社会に戻った人が再犯になってしまうことがないように、きちんと立ち直っていただけるように、少しでも多くの方にそうやっていただくことが大事だと思うんですけれども、そこにやはり地域とのつながりというところがすごく私は大きいのではないのかなと。であれば、やはり地方公共団体にこの再犯防止の取組と一緒に役割を果たしていただくのであれば、特に保護観察とかが終わった後に社会に戻っていくときに、その地域とのつながりを具体的にどうとっていくのか、それから、個々の当事者が抱えているいろいろな不安とか悩みに、孤立化させないでどう寄り添っていくのかというところに、地方公共団体がよりきめ細かく接点を持ってやっていただけるように、そのための事業にお金を使っていくのがいいのではないのかなというふうに思いますが、どうお考えになるか、ちょっとお考えをお伺いしたいのと、具体例としては、今日の資料の10ページのところで鳥取の就労住居支援の例とか、愛知県の弁護士さんの寄り添いの制度の事例とか、大阪の認知行動療法とか、こういうのはすごく大事だと思うんですが、これは具体的にいい例ということで挙げられたと思うんですが、ほかにないのかどうか、それこそこういう具体的な例があるんだったら、もう枠組みを作って、そのためにこれでやってくださいということで、都道府県に手を挙げていただいてやっていただくとか、そういうことをやってもいいのではないかなと思いますが、その点についてもお考えをお伺いできればと思います。

説明者（保護局） どうもありがとうございます。一つは、確かおっしゃったように、やはり

国の、特に保護観察の期間中であれば、これは我々、保護観察官あるいは保護司の方の支援がありますけれども、期間が終わった後、先ほど来、施設の関係でも御指摘いただきましたけれども、終わった後に、やはりしっかり地域で生活できるようにというところを支えていただけるのが一つ、この地方公共団体だと思いますので、そこの重複はないように、うまくつながるようにというふうに思っております。

それと、やはり福祉の支援が必要な方であったり、依存症だったりとか、今複合的に課題を抱えていらっしゃる人もいますので、そういった人に対しては何か単体の、例えば観察官、保護司とその人というだけではなくて、地域の関係機関が連携し合って支援をするということが大切で、ここは我々観察所も努めているんですけれども、やはりここですごく実効的なのは、地方公共団体が元々基礎自治体としての窓口というか、支援方策を持っていますので、そことしっかりと連携をとっていく、あるいはそこが中心になって地域支援のネットワークを作るといったところが非常に効果的ですので、そこにつながるような取組にこの事業を進めていきたいというふうに思っております。

あともう一つ、後段の、今日もスライド10で挙げさせていただきました、やはり我々から拝見しても、こういった取組が非常に効果的であるというふうに見受けられますので、確かにこういった例を、先ほどありましたけれども、ちゃんとほかの地方公共団体の方に御理解いただいて、やはりこれが必要なんだということで、ある意味一つの方向性というか、こういったいい取組の方向性を示して、この事業がより効果的なものになるようにという、この観点で考えていきたいなというふうに思っております。

河村委員 ありがとうございます。

会計課長 ありがとうございます。

水戸委員、先ほど手を挙げられていましたので、お願いします。

水戸委員 御説明ありがとうございました。私もパワーポイント資料の10ページの取組事例について伺いたいんですけれども、先ほど大阪府のところで、子供への性犯罪者に関する御説明をいただき、希望者にはカウンセリングを実施するというのを見て、えっとちょっと思ったんですね、私の無知なんですけれども、本来全員義務付けてもいいのではないかなというふうには思ったりしました。それは感想なんですけど、もちろんこれは大阪府で自治体が行われていることなので、法務省あるいは国としてはどうこう言わないということかもしれませんが、もしこの取組がよいものであるということであれば、ぜひ横展開していく方策はないのかなと。アメリカで州をまたぐような話とは別で、大阪府から隣の県に行くのは簡単なことですから、これが必要だというふうな価値感を共有できるのであれば、自治体さんに横展開していただきたいなと思うし、その主導を国がとっていただくことも必要ではないかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

説明者（保護局） ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、今日もちょっとお示しさせていただいたような、こういった取組は、やはり我々も非常にいいと思っておりますので、これを具体的にほかの自治体様にも周知というか、御理解いただけるようにということに努めてまいりたいと思いますし、今熱心な自治体から、ぜひ自治体で集まろうと、あるいは、全国47都道府県集めてしまうと、またちょっといろいろ議論が散るんですけれども、割と同じような位置にあるというか、類似するような課題を抱えている自治体で、例えば集まって、少し深い意見交換をしようというような御提案もいただいておりますので、こうい

ったところにもぜひ一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

水戸委員 よろしくをお願いします。

会計課長 ほかにいかがでしょうか。

では、大屋委員と竹澤委員から御意見いただきたいと思います。事業の在り方は大分出ていますので、もし成果指標についての在り方、特に、定性的な指標しかないものですから、その点もございましたら、お願いします。では、よろしくお願いします。

大屋委員 ありがとうございます。まず、端的にお伺いするんですけれども、10ページに挙げていただいたような4都府県の取組ですが、データに基づかないで結構なんですけれども、これはやはり有効、有益だというふうに評価していらっしゃるのでしょうか。

説明者（保護局） （うなづく）

大屋委員 私はどちらかというと本業が地方自治の方に近いものですから、それで申し上げますと、まず、自治体が計画疲れを大分しておりまして、要するに、あちらからもこちらからも計画を作れ、作れと言ってくると、ちょっと耐え切れないということで、政府全体としては作ってもらう計画の数は抑制していこうという方針になっている。それから、基礎自治体の疲弊というのはかなり深刻な問題になっていまして、特に中小の基礎自治体がそうなんです。これを支えていかなければいけないということで、都道府県も結構大わらわになっているという状況になっています。これを前提とすると、やはりやると言うだけではなかなか前に進まないわけで、やるとこれだけいいことがあります、これだけ地域社会が改善しますということを示していかなないと、なかなかみんな動かない。東京都さんみたいに比較的体力のある自治体さんは大丈夫なんですけれども、それ以外の地方は厳しいよねというのが現状だと思います。

何が言いたいかというと、結局こういうことをやるとこういう成果がありました、それからこういう取組はこういう効果につながりますということを定性的、定量的に示していくことが取組を進めてもらうための必須条件であるというふうにはお考えいただきたいということです。その上で、やはり地域ごとに事情が違うというのは相当あることだと思っております。全体としての定量的指標を設定できればいいんですけれども、そこまで行けるかと言われると、分析を進めてもなかなか厳しいかなという気もします。例えば、県ごとにKPIを設定して、それがどのくらい満たされたかとか、要するに行動計画を立てる以上、行動計画の目標というものも多分出てくるだろうから、それがどのくらいの都道府県で充足率どのくらいですよ、みたいな間接指標として設定することも含めてお考えいただければいいのかなというふうに思いました。いずれにせよもうちょっと先のことかなとは思いますが、基礎となるデータの把握には努力していただきたいというふうに思っています。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。

続いて、竹澤委員の方からお願いいたします。

竹澤委員 私も似たようなところなんですけれども、やはり今の成果指標というのが立てられていないというところかと思えます。ここはしっかりと見ていく指標を作っていく必要があるのかなと思います。

計画策定の割合が57%というふうに先ほど資料で御説明いただきましたけれども、この数字をどう見ていらっしゃるかというところはお伺いしたいです。これで十分だと思ってい

らっしゃるのか、いや、本当は100%立ててもらわなければ困るというふうに思っているのか。私は100%なのではないのかなというふうに思っておりまして、逆に100%しっかり立てていただいて、その立てた目標、行動計画、これをどれだけできたかというところを見ていくというような形で測っていくというのが、それぞれ状況も違う、それぞれ特殊性があるようなところで一本の指標というのは難しいので、それぞれ自分たちが立てた計画をどれだけちゃんと実行できているかというところを個別に見ていくという方が現実的なのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど見せていただいた数字で、特に若年の犯罪者の再犯率というところは非常に私も気になりまして、将来ある若者というところで、特にここの部分を何とか下げていけないのかというところはずごく思いましたので、こういったようなところを、例えば、これは全国で国がある程度音頭を取って、ベストプラクティスなどを共有しながら、こういうような取組をやっていくとそういった対象の方たちに効いてくるというようなところを、テーマを絞って取組を進めてもいいのかなとも思っています。そんなようなことをぜひちょっと御検討いただければと思います。

説明者（保護局） どうもありがとうございます。確かにこの地方計画につきましては、やはり全地方公共団体で作っていただけるようにというふうに目指してまいりたいと。他方で、大屋委員におっしゃっていただいたように、やはり計画疲れという声もあります。実際、地方再犯防止推進計画単体で作っていただいているところもありますし、それから、割と近接する、例えば、福祉計画の中に1章、1節設けていただいて、出所者等の特記事項みたいなもの、あるいは計画的なものを盛り込んでいただくということでも構わない。先ほど申しました1,000の計画の中には、そういった他の計画と統合した計画というのもあって、それでもいいんだろうなと思っております。地方公共団体の負担というところも勘案しながら、でも、やはり我々としては全自治体に作っていただけるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

あと、今の竹澤委員と大屋委員の御議論に近接しまして、やっていただいている地方公共団体は結構、その後の数字を取っていただいているところ、例えば、大阪であれば何人ぐらいが受けているのかとか、そのうちの何人ぐらいが離脱しないで続けているのかですとか、それから、どれぐらいの方がこのカウンセリングを受けて良かったと思っているかというところを取っていただいておりますので、そこはしっかり我々も共有しながら、ほかの自治体さんにも、こういった面で効果が期待できるんだということも御理解いただいた上で施策を取り入れていただくという、そういったことをしっかり留意してまいりたいというふうに思います。

会計課長 池田委員、どうぞ、お願いします。

池田委員 すみません、私もちょっとさっきアウトカムを勘違いしていたんですけれども、これから設定ということだと思うんですけれども、10ページにある各地公体の横に、就労住居支援とか何とか支援、専門的支援とかありますが、これはある程度そういう支援の内容というのが幾つか決まっていて、それに合わせてというか、内容は多少違って、その支援で仕分けて、そしてデータを取るとか効果を見るとか、何かそういうふうにされていらっしゃるのでしょうか。

説明者（保護局） いえ、現状では、A県でやっていただいているのは就労支援に該当するだ

とか、B県でやっていただいているのは専門家を活用していただいた相談支援に該当するかというふうに分けているんですけども、類型化したものなんですけれども、おっしゃったように、この類型で、例えば塊で効果を少し見ながら、よりよいものにしていくと、そういうアプローチというか、視点も必要かなとは思いますが。

池田委員 そうですね、だから個別のもちろん支援をある程度まとめることで、より効くような領域とか、そういったものを効果検証されたら、より分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

説明者（保護局） ありがとうございます。

藤田会計課長 大屋委員、どうぞ。

大屋委員 ごめんなさい、追加発言なんだけれども、竹澤委員には申し訳ないんだけれども、私はこれは100%ではないと思っています。というのは、全然別の話をして申し訳ないんだけれども、住民票の写しのコンビニ交付ってありますでしょう。あれが参加自治体がまだ80%を超えないから、頑張りたいんですよと総務省がおっしゃるんですよ。分かるんだけれども、人口カバー率どのぐらいなんですかと聞いたら、98%を超えましたと。そんなものが増えるわけがないだろうという話をしたんですよ。私の知っているある自治体は、自治体内にコンビニがないんですよ。そこでこのサービスを始めるわけないじゃないかという話をしたんですよ。やはり日本の自治体って極めて多様であって、青ヶ島村って人口150人ですから、そこで再犯防止計画が要るかと言われると、そもそも対象者がいるのかという話があるわけですね。だから、行政としてはやはり作っていただきたいよねという気持ちは分かるんですけども、やはり実効性のある目標としては、例えば人口カバー率で95%ですよねというようなことを念頭に置いた方が良くと思いますというのと、おっしゃったように、ほかの計画とがちゃんこして一体で作るというのも有効だと思います。というのに加えて、今、例えば連携中枢都市圏とか定住自立圏ということで、自治体さんの水平連携をやって協力していきましようというのがありますね。だから、計画も共同作成、共同策定を可能にさせていただくように総務省としてはお願いをしているところがあって、そういうものを進めていただくと、より実効性が上がるかなというふうに思います。

以上です。

会計課長 ありがとうございます。

まだ審議の途中でありますけれども、もう少し続きますので、もし委員の皆様で可能であれば、手元のコメントシートの記入も適宜お進めいただければと思いますので、記入もいただきながら、またフォルダへの格納の方も併せてお願いいたします。

先ほど河村委員から挙手いただきましたので、お願いいたします。

河村委員 すみません、追加で。成果指標について意見を言わせていただければと思います。

やはりこの事業、いろいろ意見が出ていますけれども、私も県ごとに計画を作るとかというよりも、先ほどもちょっと申し上げましたが、やはりこういう一定の効果が期待できるような専門支援であるとか、就労、住居支援であるとか、認知行動療法のカウンセリングとか、そういうのをできるだけ広げてやっていくことが大事だと思うんですね。やはり最終的な目標というのは、国全体、それから各自治体、何々県なら何々県での再犯率の低下ではないですか。だけれども、決してこの事業だけが影響してその再犯率が決まってくるわけではないので、この事業単体ということで作るのであれば、長期アウトカムとしての設定というのは

事実上難しい、それはやむを得ないかなと思うんですね。

ただ、逆に、仮に、例えばこういう特別な専門的な支援を幾つか類型を掲げて、地方公共団体にやっていただくところには少し国の方で補助金で支援しますよ、交付金ですかね、支援しますよなんていう形でなさるのであれば、それに参画していただける自治体の数というのをアウトプット指標みたいな形で設定していただいて、長期アウトカムと位置付けることは、やはり正直言って難しいとは思いますが、今回お示しくださったような再犯率とかの数字で、特に、それから子供の性犯罪って、今みんなすごく心配していますよね、そういうのを、例えば都道府県ごとにお出しいただくことは可能かどうか。直接的な長期アウトカムにはなりませんけれども、恐らくこういうカウンセリングとかが一定程度浸透してくる地域が出てくれば、多分効果がそれなりに出てくると思うんですね。ですから、数字でやはり見ていただく。ほかの県ではやっていて、やはりうちの県よりも再犯率低いよなというのが各県の住民にどう映るか、うちの県でだってちゃんとこういうのをやってほしいよね、国だって交付金とか補助金くれると言っているのではないかというふうな住民の意識につながっていくのではないかなというふうに思うんですけれども、そういう設定の仕方についてはいかがでしょうか。どうお考えになりますか。

説明者（保護局） ありがとうございます。正直申し上げますと、やはりこの事業の中だけで考えていたものですから、やっているところとやっていないところの比較みたいなものを考えていたかという、なかったんですけれども、今の御示唆もまた踏まえながら、この事業によって達成したいことというのは、やはり全体の再犯の防止ですので、それにつながるものになるようにちょっと考えていきたいと思います。具体的なものがなくて申し訳ありません。河村委員 ありがとうございます。

会計課長 では、委員の皆様にはコメントシートの作成を引き続きお願いすることとして、内閣官房の内藤参事官の方から何か意見がございましたら、お願いします。

租税特別措置・補助金見直し担当室参事官 委員の皆様の御意見と重複いたしますけれども、先ほどの事業でも御紹介したとおり、国民の皆様からは、効果検証の強化でありますとか、また、目的に即した政策設計、運用ということが求められているという中で、恐らくこの自治体の支援というの、計画を作ること自体が目的ではなくて、その地域の再犯率を下げる、自治体によるそのための支援活動を促すと、その気付きの第一歩として、計画を作ることによって、どういうことをすべきだという活動のきっかけにさせていただく、多分そういう流れなんだろうと思いますので、そういう成果に結び付く流れを見据えながら、それに適した目標設定をしていただいて、それと見比べて検証して、その成果により結び付く改善につなげていただくということが大事なんだろうなと思います。よろしく願いいたします。

会計課長 では、引き続き委員の皆様にはコメントシートをお願いして、その後、竹澤委員には、それを踏まえて取りまとめコメント案をお願いしたいというふうに思いますので。

竹澤委員 質問していいですか。

会計課長 もちろん、失礼しました、どうぞ。

竹澤委員 補助金の額が、補助率2分の1で、最大150万円というところがあったんですけれども、効果的な事業をするには少し中途半端な額なのかなというふうにも思ったのですけれども、この点について、地方公共団体の方だったり、皆様だったりということから、お考えのところってございますでしょうか。

説明者（保護局） ありがとうございます。この事業をやる前に、このモデル事業というのを
させていただいていまして、その年度の前にですね、平成30年から令和2年までの3年間
やっていたときの実績の額を参考にして、今回この事業につきまして、この限度額を設定し
ているというところがございます、一部、確かにそういった金額についてのお声があるか
もしれませんが、我々としては、この範囲の中でより効果的に使うという形で、
当面はまず考えていきたいなというふうに思っております。

竹澤委員 ありがとうございます。

会計課長 ありがとうございます。

では、コメントシートを御用意いただいて、竹澤委員にコメント案を作成いただくまでの
間は一旦、インターネット中継の方は中断することにいたします。しばらくお待ちください。
藤田会計課長 それでは、竹澤委員に取りまとめコメント案を御用意いただきましたので、提
示を頂いて、その上で委員の皆様で最終調整をお願いしたいというふうに思います。

それでは、竹澤委員、よろしくお願いいたします。

竹澤委員 コメント案を提示させていただきます。まず前提といたしまして、今年度の公開プ
ロセスにつきましては、行革事務局から租税特別措置・補助金見直し担当室が実施した国民
からの意見募集に基づく点検の視点の内容も踏まえて議論するよという御依頼があった
というところを踏まえて、本日の議論につきましては、当該点検の視点のうち特に、効果検
証を強化し、成果に基づく制度運用へ転換すべきという点と、それから、政策目的と手段を
精査し、公平で目的に即した制度設計・運用を徹底すべきと、この2点に関する議論が多か
ったように見受けられましたので、取りまとめコメント案についてもこの2点を意識して取
りまとめております。

頂いた代表的なコメントを紹介させていただきますが、まず最初の点、更生保護施設の整
備事業についてですけれども、この保護観察の対象者について、中長期的な再犯率を把握し、
中長期のアウトカム指標として設定したことは極めて適切であり、事業自体、レビューシ
ートの大きな改善として評価したいという御意見、それから、アウトカムとして、円満退所率
はアウトカムとして適切だが、やはり再犯防止につながったかという点を検証する必要があ
り、再犯率低下につながっているかという点が重要である。退所後の住所確保率、就労、福
祉サービス接続率、地域定着率、保護観察終了後の再犯率等のデータを施設別、地域別、対
象者、性別等に把握して、適切な改善、見直しを行うことが必要であるといった御意見、そ
れから、やはり再犯率の低下につながるということが補助金の設計上大切であるというこ
ろで、処遇プログラムの受講の有無が再犯率の低下にどの程度寄与しているかといったよ
うなデータをきちんと取った上で、有効性が確認できる補助金の設定とすべきといったこ
ろがございました。そのほか、同じく再犯防止への効果というようにところに着目されてい
らっしゃいますけれども、例えば、集会室を広く改築、修繕を行っていることから、集会室
を利用した処遇の実施回数を目標にするといったことも意味があるのではないかというよ
うな御意見を頂きました。補助金の使い方というところについても、施設整備に限ってしま
うことなく、再犯率の低下に効果があると確認されている訪問支援事業の強化のためにも
っと多くの金額を振り向けるべきではないかといったようなところ、機能充実についても計
画に盛り込むべきではないかといったようなところ、そういった形で、使途のところにつ
いての御意見、御指摘といったところもございました。こういった御意見を踏まえまして、取

りまとめコメントとしては2点、まとめさせていただいております。

まず、成果指標のところについてです。円満退所率それ自体を否定するということではないのですけれども、やはりこれだけではなく、再犯率の低下に対して有効性が確認できる指標を設定すべき、指標とできるデータをしっかりと取得し、効果検証できるようにつなげてほしいと、これが最初の点で、もう一つ、この更生保護施設については、補助金の使い方というところについて、施設整備にかかわらず、再犯率の低下に効果があると確認されているものにも振り分ける、あるいは、そういったプログラムや対策をしている施設に厚く振り分けるといったような形で、メリハリのついた補助金の付与というところも御検討いただきたいという二つの内容で取りまとめさせていただきました。

続けて、地方公共団体の点も、まずは代表的なコメントから御紹介させていただきたいと思います。やはり地方公共団体のところについては、地域により前提が異なるという事情があるというところが、やはり皆様、強く意識されていらっしゃる所でございましたが、その中で、適切な取組の横展開を図るべき、また、分析の基礎となるデータの取得に努めるべきというような御意見、それから、やはり地域差を踏まえた制度設計が必要といったようなところで、限られた財源をどう振り向けると再犯率の低下につながるか、データに基づいて分析して施策を進めていくことが重要だという御意見、それから、団体ごとに計画を策定させるよりも、国の方で有効性が確認できる直接支援の類型を幾つか設定して、措置を講じて、地方公共団体の参画を募るという形が望ましいのではないかというような御意見、それから、地方公共団体が知りたい情報を入手できるように、効果のあった計画や情報といったものをデータベース化して、情報を入手しやすい環境を整備するということも検討してはどうかといったような御意見、それから、やはり同じように、効果のある施策としては、国としてもよい施策という評価であれば、ほかの自治体にも横展開されるべく働き掛けるべきであるといったような御意見がございました。

こういったところを踏まえまして、指標自体を見直すべきだという御指摘は多かったんですけれども、具体的な指標の御提案というよりは、まずはデータの収集が先というところが皆様の御意見だったのかなというふうに思います。ですので、取りまとめのコメントといたしましては、そういったデータを検証いただき、また、データは既に地方のレベルでは取っているといったようなお話もありましたので、その入手可能なデータといったものを御検証いただいて、より効果的な運用につながるような適切な指標を御検討いただきたいという形で御用意させていただきました。

以上、3点でございます。皆様の御意見を頂ければと思います。

河村委員 御質問です。ありがとうございます、竹澤委員。今の御説明、お話くださった口頭の文章と取りまとめコメント、今画面で拝見していますけれども、ちょっと違うところがありますけれども、どっちが生きるんでしょうか、最終的に。

会計課長 基本的にはこのシートとして頂くものが。

河村委員 分かりました。では、違いはそんなに気にすることはないと思うので、すみません。特に異存ございません。

竹澤委員 特に2番目の点は、まずはデータというところが御意見だったのかなと思いましたけれども、何かこういった指標をというところで、参画する自治体の数をアウトプットにしてはという御意見もございまして、そういったところも御参考にいただければと思います。

河村委員 いろいろな委員がいろいろな意見を書いているところで集約して、こういうふうにおまとめくださって、いいと思うんですが、情報のデータベース化でいいと思うんですが、ぜひその公表というところも足していただけないですかね。やはりそれはみんな国民とか各住民に見える形になることがとても大事だと思いますので、もし差し支えなければ、ぜひそのデータベース化と公表というのをに入れていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

竹澤委員 皆様御異存なさそうだと思いますので、追加させていただければと思います。

会計課長 では、その形でよろしゅうございますでしょうか。

竹澤委員 よろしいでしょうか。では、こちらで取りまとめコメントとさせていただければと思います。

事業所管部局におかれましては、本結果を活用していただくように、どうぞよろしくお願いいたします。

会計課長 どうもありがとうございました。今頂きました取りまとめコメント、あるいはほかに頂いた様々な御指摘、これを踏まえて保護局の方で事業の見直しであったり、あるいは概算要求への反映、これについてはしっかり検討を進めるようにお願いをします。

以上をもちまして、本日取り上げました保護観察対象者等の改善更生等の事業に関する審議は終了とさせていただきます。

それでは、本日の議事としてはこれで終了となりますので、これをもちまして令和8年度法務省行政事業レビューの公開プロセスを閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

—了—